

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

これより、令和3年4月臨時会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 奥山格議員、7番 青野隆一議員、8番 鈴木由美子議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青野隆一 議員 登壇〕

◎議会運営委員長(青野隆一議員)

議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る4月21日招集告示になりました今臨時会に係る議会運営委員会を4月23日午前10時から、市役所会議室において開催いたし、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

その結果、今臨時会の会期につきましては、皆様方のお手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日1日とすることに、意見の一致をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、ご報告といたします。

◎議長(大類好彦議員)

お諮りいたします。今臨時会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

◎事務局長(横沢康子君)

命によりまして、ご報告申し上げます。

先に配付いたしました議案書等綴りの後ろのほうに関係書類がございますので、ご参照願います。

最初に、令和3年3月23日付け、及び4月21日付けで、監査委員より議長宛てに、3月及び4月に実施し

ました例月出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

また、令和3年3月5日付けで、1月及び2月に実施しました定例監査の結果について、同法第199条第9項の規定により報告がありました。

それぞれ、その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

次に、令和3年4月14日付け、及び4月22日付けで市長から議長宛てに、地方自治法第180条第2項の規定により、損害賠償について専決いたしました旨の報告がありました。

その写しを配付いたしておりますので、ご参照願います。

以上で、報告を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第4、承第3号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認について」から、日程第11、議第42号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)」までの8案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 菅根光雄 君 登壇〕

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。提案理由の説明に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

先ほどは駅伝の応援ありがとうございました。選手が一生懸命走ってくる姿、私たちに元気を与えてくれているように思いました。昨日、今日、尾花沢出身の選手の方々が一生懸命走ってくれております。今日もゴールに飛び込んで来られた選手の中で、尾花沢の方もおられました。明日まであるわけでございますけれども、北村山地区のためにまた頑張っていたいただいと願っているところでございます。

それから昨日ですが、2件の林野火災がございました。思わぬ焚火から燃え広がっていったという状況でございましたけれども、非常に空気が乾燥しております。防火の啓蒙を議員の皆様からもぜひご協力お願いしたいというふうに思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から1年が経過し、国内においては、緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置を実施するなど、未だ収束の兆しが見えない状況です。県内においても、3月中旬以降、感染者が急増し、一時、山形市と寒河江市が山形県と

独自の緊急事態宣言を発出する状況となりました。

ワクチン接種については、医療従事者の優先接種に続き、全国各地で高齢者を対象とした接種が始まり、本市においても、新型コロナウイルスワクチン接種が本日から始まりました。国からのワクチン供給量の状況をみながら、地区ごとのご案内となりますが、希望者全員がワクチンを接種できるよう鋭意準備を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本臨時会では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さらに支援が必要とされている世帯に対して補正予算の上程を行うものです。

市では引き続き新型コロナの感染防止や経済支援に関する対策、並びにワクチン接種に取り組み、市民の皆様様の不安解消に向けて全力で取り組んでまいります。議員の皆様においても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案しました予算議案の概要について、説明申し上げます。

承第3号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算（第14号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億5,467万円を減額し、予算の総額を155億9,750万6,000円としたものです。

歳出については、ふるさと暮らし応援事業費補助金、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金寄附金をお寄せいただいた方に対する記念品代、及び基金積立金、予防接種等業務委託料、担い手確保・経営強化支援事業補助金、除雪機械購入に係る備品購入費、旧玉野中学校改修の工事請負費など、決算見込みにより、予算の減額を行ったものです。

除排雪業務委託料については、豪雪の影響により除排雪経費を増額したものです。

歳入については、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金繰入金ですが、応援基金事業の決算見込みに合わせ減額したものです。

国庫支出金、県支出金、寄附金、市債など、決算見込み等により予算を調製したものです。

第2表、繰越明許費補正については、テレワークネットワーク構築事業から、公共土木施設災害復旧事業（単独）までの19件については、年度内の完成が困難なことから、繰越明許費の追加を行ったものであり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業から小学校営繕工事までの5件については、繰越明許費の変更を行ったものです。

第3表、地方債補正については、防災対策事業から減収補てん債までの21件については、各事業の決算見

込みにより限度額の変更を行い、学習情報センター整備事業から延沢銀山遺跡整備事業までの6件については、廃止したものです。

承第4号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第7号）」についてですが、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ780万円を減額し、予算の総額を4億5,715万9,000円としたものです。

歳出については、会計年度任用職員手当、医薬材料費を決算見込みにより減額したものです。

歳入については、決算見込みにより市債を減額して予算を調製したものです。

第2表、地方債補正については、中央診療所備品購入事業及び中央診療所施設整備事業の決算見込みにより、限度額を変更したものです。

承第5号「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算（第4号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,310万円を減額し、予算の総額を2億5,695万6,000円としたものです。

歳出については、決算見込みにより人件費、施設等修繕料、工事請負費を減額し、歳入については、簡易水道事業債を減額して調製したものです。

第2表、地方債補正については、決算見込みにより、簡易水道事業の限度額を変更したものです。

承第6号「令和2年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ200万円を減額し、予算の総額を7,651万円としたものです。

歳出については、決算見込みにより工事請負費を減額し、歳入については、農業集落排水事業債を減額して、予算を調製したものです。

第2表、繰越明許費については、農業集落排水施設修繕事業について、年度内の完成が困難なことから、繰越明許費の設定を行ったものです。

第3表、地方債補正については、農業集落排水事業の起債対象事業の減により、廃止したものです。

承第7号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ87万8,000円を追加し、予算の総額を2億1,586万7,000円としたものです。

歳出については、一般会計繰入金を追加し、歳入については、後期高齢者医療広域連合事務費負担金精算金を追加し、予算を調製したものです。

以上の5案件については、専決処分を行ったところ

であり、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

議第42号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,237万1,000円を追加し、予算の総額を109億7,737万1,000円とするものです。

歳出については、ひとり親世帯生活支援特別給付金及び事務経費を追加するものです。

歳入については、国庫支出金として、ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金ほかを追加し、予算を調製するものです。

次に、一般議案の概要についてご説明申し上げます。

承第8号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

承第9号「尾花沢市過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

以上が、今臨時会に提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決、ご承認くださいますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第12、承第3号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認について」から、日程第19、議第42号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)」までの8案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、8案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第12、承第3号「令和2年度尾花沢市一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第3号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第3号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第13、承第4号「令和2年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第4号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第4号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第14、承第5号「令和2年度尾花沢市簡易水道特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、承第5号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第5号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第15、承第6号「令和2年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。  
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、承第6号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第6号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第16、承第7号「令和2年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、承第7号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第7号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第17、承第8号「尾花沢市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、承第8号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第8号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第18、承第9号「尾花沢市過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。  
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、承第9号を採決いたします。本案はこれを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、承第9号は、これを承認することに決しました。

次に、日程第19、議第42号「令和3年度尾花沢市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(大類好彦議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第42号は、原案のとおり決しました。

以上で、今臨時会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。

慎重なるご審議、誠にありがとうございました。

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって、令和3年4月臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前10時24分